

東京新聞編集部御中

大学で教員をしております石田隆至と申します。

貴紙5月7日付の渡邊澄子氏「恐るべき人権無視 花岡事件」、6月22日付の内田雅敏氏「花岡和解から西松和解へ」、そして本日27日付「筆洗」コラムでの野添賢治氏の紹介、いずれにもたいへん興味をもって拝見しました。昨年10月3日にも野田正彰氏へのインタビュー記事（『虜囚の記憶』で戦後責任問う 過ち直視し“叫び”を知る）が掲載されていました。この国の戦後処理が未完であることを考えれば、花岡事件も花岡「和解」も決して過去のことではないのだという貴紙の透徹した歴史観に、深く敬意を表しております。

ただ、担当弁護士でもあった内田氏の文章には、違和感を覚えるところがあります。22日付の記事でも、原稿代表・耿諄氏を中心とする写真が掲載され、「和解案受け入れを決めた翌日」とわざわざ説明文が付されていますが、御存知の通り、耿諄氏は「和解」成立後、その受け入れを拒否するようになりました。耿諄氏の写真を掲載しながら、この不可解な事実には一切触れない内田氏の姿勢には大いに疑問を感じます。しかも、和解を拒否しているのは、原告11人のうち、原告団長の耿諄氏のほか、孫力氏、孟繁武氏（「和解」成立直前に逝去、遺族が受け入れ拒否）と3名もいるのです。

なぜ耿諄氏らは「和解」の受け入れを拒否するようになったのでしょうか？事前に内田弁護士を含めた弁護団から説明を受けていた「和解」の内容と、後日実際に目にした和解条項との間には大きな開きがあったからです。つまり、和解成立後に初めて読んだ和解条項で、原告の三要求である「責任を認めて謝罪」「記念館の建設」「賠償金」が一つも達成されていないことを知ったのです。和解成立前には、記念館建設以外は原告の要求が達成されるとの説明を聞かされていましたにもかかわらず。しかも、弁護団は和解条項の最終案を原告に事前に示すことをしませんでした。受け入れを拒否する原告が現れるのも当然のことです。

こうした事情を考えれば、内田氏の記事の展開は非常に恣意的です。たとえば、原告にとってもっとも根本的な要求である「責任を認めて謝罪」について見てみます。22日付の内田氏の記事では、和解条項第一項のなかで90年の「共同発表」の内容が再確認されていることのみ触れられていますが、原告もこの点はまったく問題にしていません。原告らが問題にしているのは、その第一項に付加された「但し書」です。つまり、第一項は次のようになっているのです。

一 当事者双方は、平成二年（一九九〇年）七月五日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責

任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した。

この但し書きを見れば、加害企業・鹿島がその法的責任を認めていないのはもちろんのこと、被害者原告までそのことを了解したことになっているのは明白です。鹿島に法的責任がないことを認めてしまっては、原告にとって何のための訴訟だったのか分からぬことになります。

ところが、内田氏は記事の中で、原告が問題視したこの「但し書」については一言も触れていません。内田氏が引用した「共同発表」には「中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し」とあり、確かに鹿島は強制労働の事実を認めてその責任を認識しているといえます。ところが、「但し書」が付加されることで、法的責任は否定されていますので、「共同発表」を再確認したことは無効になっています。この理解しがたい和解条項第一項の論理矛盾とそこから引き起こされた原告の受け入れ拒否について、耿諱氏らは説明を求めているにもかかわらず、内田氏ら弁護団はいまだにきちんと説明をしていません。内田氏らにとって、「和解」受け入れを拒否する原告などまるで存在していないかのような扱いです。にもかかわらず、このように耿諱氏の写真を使って花岡「和解」を擁護し、さらにその後の西松和解まで擁護するというのは何を物語っているのでしょうか？ 被害者の尊厳回復・人権擁護のために始めたはずの戦後補償運動が、いつしか内田氏ら支援者らのための、弁護団が主人公の運動に変質してしまっているといわざるをえません。

5月7日の渡邊氏の寄稿も、昨年インタビューに答えた野田氏も、そして今日のコラムで紹介された野添氏も、いずれもこの運動が何のためのものだったかを問い合わせています。そういう意味で、内田氏の寄稿のみ異質です。原告から委任されて法廷闘争をしたはずの内田氏らが、もっとも原告の思いから遠いところにいたというのは皮肉では済まされない、日本社会が抱える根深い問題のようです。野添氏の言葉、<日本人は、何をしなければならないのか>がますます重く響きます。

なお、詳細は以下の拙稿を参照して頂きたいと思います。石田隆至・張宏波「東アジアの戦後和解は何に躊躇してきたか？：『全面解決』における『謝罪』について」『戦争責任研究』66号、2009年12月、20-31頁。

石田隆至（いしだりゅうじ）